

令和7年度

第10回 湯沢市農業委員会総会議事録

令和8年1月13日

湯沢市農業委員会

第10回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 令和8年1月13日(火)午後2時00分

場所 湯沢ロイヤルホテル

開会 午後2時05分

閉会 午後3時03分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1番	福嶋 富子	12番	沓澤 弥
2番	佐々木 昇	13番	加藤 エリ子
3番	伊藤 秀郎	14番	佐藤 栄子
4番	川崎 秀悦	15番	高橋 郁夫
5番	水戸 義昭	16番	高橋 忠雄
6番	姉崎 与志弘	17番	宮原 正明
7番	佐藤 昇	18番	高橋 敬悦(会長職務代理者)
8番	加藤 艶子	19番	高橋 伸太郎(会長)
10番	瀬川 等		
11番	麻生 良子		

2) 欠席した委員

9番 由利 幸悦

3) 遅刻した委員

なし

19名中18名出席
(午後2時05分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	新山 栄泰
班長	高山 善樹
主幹	柴田 麻紀

5) 会議の提出案件

1 会務報告

2 報 告

- ・ 報告第9号 第4回農地対策専門委員会の報告について
- ・ 農地法に基づく届出等の報告
 - (1) 賃貸借契約合意解約
 - (2) 使用貸借契約合意解約
 - (3) 申請許可状況

3 議 案

- 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第34号 農用地利用集積等促進計画策定の要請について
- 議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第36号 湯沢農業振興地域整備計画変更(案)に対する意見について
- 議案第37号 相続税の納税猶予の継続届出書に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

議 長	<p style="text-align: center;">議 事</p> <p>開会宣言 午後2時5分 委員総数19名中、ただいまの出席委員は18名であります。定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を開会いたします。</p> <p>なお、本日欠席届を提出されている委員の方は、9番 由利 幸悦 委員 であります。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。従前の例によりこちらからご指名してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、10番 瀬川 等 委員、11番 麻生 良子 委員 の両名を指名いたします。</p> <p>次に、会期についてお諮りいたします。本日一日限りとしてはいかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、本日一日限りと決定いたします。</p> <p>本日の議題は、会務報告のほか報告2件、議案5件であります。</p> <p>議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。</p> <p>冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に挙手による採決を行います。</p> <p>また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席していただきますので、ご協力をお願いいたします。</p> <p>なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願いいたします。</p> <p>それでは、会務報告の説明をお願いいたします。</p>
議 長	<p style="text-align: center;">(新山事務局長、挙手)</p> <p>新山事務局長。</p> <p style="text-align: center;">(会務報告、朗読説明)</p>
議 長	<p>会務報告の内容について、ご質問はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、只今の報告をご了承願います。</p> <p>次に、報告第9号 第4回農地対策専門委員会の報告をお願いします。</p>

議 長	<p>(12番 沓澤 弥 委員、挙手)</p> <p>12番 沓澤 弥 委員。</p> <p>(第4回農地対策専門委員会報告、朗読説明)</p>
議 長	<p>報告第9号 第4回農地対策専門委員会の報告について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、只今の報告をご了承願います。</p> <p>次に、農地法に基づく届出等の報告をお願いします。</p>
議 長	<p>(高山班長、挙手)</p> <p>高山班長。</p>
高山班長	<p>今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。</p> <p>議案書2ページから3ページをご覧ください。1 賃貸借契約合意解約通知は14件で、面積は68,326㎡であります。解約事由は、貸人の都合によるものが12件、第三者へ利用権設定するためが2件であります。2 使用貸借契約合意解約通知は1件で、面積は3,361㎡であります。解約事由は、貸人の都合によるものが1件であります。</p> <p>次に、3 申請許可状況であります。先月の転用案件は2件で、5条使用貸借権設定 申請番号 第2号 は、秋田県農業会議常設審議委員会に諮問し許可相当の答申を受け、12月24日付けで許可し、秋田県農業会議常設審議委員会に諮問の必要がなかった 5条所有権移転 申請番号 第7号 は、12月9日付けで許可しております。報告は以上です。</p>
議 長	<p>只今の報告内容について、ご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、ご了承願います。</p> <p>次に、議事に入らせていただきます。</p> <p>議案第33号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。</p>
議 長	<p>(高山班長、挙手)</p> <p>高山班長。</p>

高山班長	<p>議案第33号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決定を要す。令和8年1月13日提出。説明は以上です。</p>
議長	<p>ここで、議案書6ページの3条賃貸借権設定 申請番号 第162号、163号及び 議案書20ページの3条所有権移転 申請番号 第59号は、3番 伊藤秀郎 委員 に関する案件、議案書8ページの3条賃貸借権設定 申請番号第172号は、12番 沓澤 弥 委員に関する案件となっております。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いいたします。関連議案終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>それでは、3条賃貸借権設定 申請番号第162号、163号 及び 3条所有権移転 申請番号 第59号 を審議しますので、3番 伊藤 秀郎 委員 の退席をお願いいたします。</p> <p>(3番 伊藤 秀郎 委員、退席) (午後2時13分)</p>
議長	<p>事務局より説明をお願いします。</p>
議長	<p>(高山班長、挙手) 高山班長。</p>
高山班長	<p>議案書6ページをご覧ください。3条賃貸借権設定 申請番号 第162号、163号は、面積が955㎡で、申請事由は、2件とも基盤法からの切替えのためであります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。</p> <p>議案書20ページをご覧ください。3条所有権移転 申請番号 第59号は、面積が12,200㎡で、申請事由は、農地中間管理機構が行う農地売買等支援事業により所有権移転をするためであります。売買価格は総会資料記載のとおりであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問はありませんか。</p>
議長	<p>(4番 川崎 秀悦 委員、挙手) 4番 川崎委員。</p>
4番	<p>議案書20ページの申請番号59号は、公社との農地売買に関する案件だが3条での申請となるのはなぜか。また、公社が申請農地を買入れした際に、元の所有者は税控除を受けられたのか。</p>

議 長	暫時休憩します。(午後 2 時16分)
議 長	休憩前に引き続き会議を再開します。(午後 2 時18分) 事務局より説明をお願いします。
議 長	(新山事務局長、挙手) 新山事務局長。
新山事務局長	農業公社を介した農地売買のうち、今回の案件のように、分割払い型で公社から受け手の認定農業者等が農地を取得する場合、分割での支払いが終わった後に、農地法第 3 条の許可申請手続きにより所有権移転を行うやり方となっております。また、今回の申請農地の元の所有者を含め、農業公社が農地売買等事業により農地を買入れする場合、出し手の所有者は譲渡所得の特別控除が受けられます。
議 長	他にご質問はありませんか。 (質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	全員挙手。3 条賃貸借権設定 申請番号 第162号、163号 及び 3 条所有権移転 申請番号 第59号について、申請のとおり許可することといたします。 退席者の着席をお願いいたします。 (3 番 伊藤 秀郎 委員、着席) (午後 2 時20分)
議 長	次に、3 条賃貸借権設定 申請番号 第172号を審議しますので、12番 沓澤 弥 委員 の退席をお願いいたします。 (12番 沓澤 弥 委員、退席) (午後 2 時20分)
議 長	事務局より説明をお願いします。 (高山班長、挙手)
議 長	高山班長。

高山班長	<p>議案書 8 ページをご覧ください。3 条貸貸借権設定 申請番号 第172号は、面積が10,395㎡で、申請事由は、経営縮小のためであります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。3 条貸貸借権設定 申請番号 第172号について、申請のとおり許可することといたします。</p> <p>退席者の着席をお願いいたします。</p> <p>(12番 沓澤 弥 委員、着席) (午後 2 時21分)</p>
議 長	<p>次に、議案第33号 議事参与制限以外の案件について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(高山班長、挙手)</p>
議 長	<p>高山班長。</p>
高山班長	<p>議案書 5 ページをご覧ください。議事参与制限以外の案件について、3 条使用貸借権設定は 1 件で、面積は2,520㎡であります。申請事由は、申請番号 第11号は農業者年金受給継続のための再設定であります。</p> <p>議案書 6 ページから19ページをご覧ください。議事参与制限以外の 3 条貸貸借権設定は49件で、面積は288,989㎡であります。申請事由は、第121号、123号、124号、126号、127号、131号、132号、134号、164号、165号、166号、167号は経営縮小のため、第161号は農業廃止のため、それ以外の案件については、すべて基盤法からの切替えのためであります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。</p> <p>次に、議案書20ページから22ページをご覧ください。議事参与制限以外の 3 条所有権移転は 8 件で、面積は29,578㎡であります。申請事由は、申請番号 第52号は農業廃止のため、第53号は農地中間管理機構が行う農地売買等支援事業により所有権移転をするため、第54号、55号、57号、58号、60号は経営縮小のため、第56号は負担付死因贈与契約に基づく贈与のため</p>

	<p>であります。売買価格は総会資料記載のとおりであります。 説明は以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問はありませんか。</p>
議長	<p>(4番 川崎 秀悦 委員、挙手)</p>
4番	<p>4番 川崎委員。</p>
議長	<p>議案書21ページの3条所有権移転 申請番号56号ですけれども、譲渡人の執行者の方が、自分が譲受人となって贈与される形になるということでしょうか。</p> <p>もう一つ、議案書6ページから19ページの3条賃貸借権設定の中で、申請事由が基盤法からの切替えとなっている案件について、米価の高騰を受けて、従前の契約と比べ賃料の額に上がり下がりなどの違いはあるか。</p>
議長	<p>(新山事務局長、挙手)</p> <p>新山事務局長。</p>
新山事務局長	<p>3条所有権移転 申請番号56号につきましては、議案書の譲渡人欄に記載されている亡■さんが生前に譲受人の■さんと、死因贈与契約とあって、■さんが亡くなった際には■さんに財産を贈与するという契約を交わしておりまして、■さんが亡くなられたことからこの契約が執行されるということでございます。また、執行人につきましても、この死因贈与契約において、■さんを執行人とするという契約を交わしておりますので、譲渡人は執行人の■さん、譲受人も同一人の■さんとなっております。</p> <p>もう一つのご質問についてですが、今回、基盤法の利用権設定から農地法第3条の賃貸借権設定に切替えて更新手続きをされた方々については、すべてではありませんが、従前と同じ賃料で申請されているケースが多くなっております。</p>
議長	<p>他にご質問はありませんか。</p>
議長	<p>(質問なしの声あり)</p>
議長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>

議 長	<p>全員挙手。議案第33号 議事参与制限以外の「農地法3条の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第34号「農用地利用集積等促進計画策定の要請について」を議題とします。</p> <p>案件について事務局より説明をお願いします。</p> <p>(高山班長、挙手)</p>
議 長	高山班長。
高山班長	<p>議案第34号「農用地利用集積等促進計画策定の要請について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要請することの可否について、決定を要す。令和8年1月13日提出。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ここで、議案書24ページの 農地中間管理事業 促進計画整理番号（転貸人へ）第211号 及び 促進計画整理番号（転借人へ）第235号 は、3番 伊藤 秀郎 委員 に関する案件となっております。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いいたします。関連議案終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>それでは、農地中間管理事業 促進計画整理番号（転貸人へ）第211号 及び 促進計画整理番号（転借人へ）第235号 を審議しますので、3番 伊藤 秀郎 委員の退席をお願いいたします。</p> <p>(3番 伊藤 秀郎 委員、退席) (午後2時30分)</p>
議 長	事務局より説明をお願いします。
議 長	<p>(高山班長、挙手)</p> <p>高山班長。</p>
高山班長	<p>議案書24ページをご覧ください。農地中間管理事業 促進計画整理番号（転貸人へ）第211号 の促進計画案は、賃貸借権の再設定で、面積は9,103㎡であります。</p> <p>促進計画整理番号（転借人へ）第235号 の促進計画案は、賃貸借権の再設定であります。賃料については総会資料記載のとおりであります。</p> <p>県の公告は令和8年2月27日となっております。説明は以上です。</p>
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問はありませんか。

	(質問なしの声あり)
議長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員挙手。農地中間管理事業 促進計画整理番号(転貸人へ)第211号及び促進計画整理番号(転借人へ)第235号について、原案のとおり農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画の策定を要請することに決定します。 退席者の着席をお願いいたします。
	(3番 伊藤 秀郎 委員、着席) (午後2時31分)
議長	次に、議案第34号 議事参与制限以外の促進計画案について、事務局より説明をお願いします。
	(高山班長、挙手)
議長	高山班長。
高山班長	議案書24ページから34ページをご覧ください。議事参与制限以外の促進計画案について、議事参与制限以外の農地中間管理事業 促進計画案(転貸人へ)は、賃貸借権が33件で、面積は198,990㎡、新規の設定が20件、再設定が13件であります。使用貸借権が2件で、面積は499.69㎡、新規の設定が1件、再設定が1件であります。 促進計画案(転借人へ)は、賃貸借権の新規設定が12件、再設定が9件、使用貸借権の新規設定が1件、再設定が1件であります。賃料については総会資料記載のとおりであります。 次に、議案書35ページから36ページをご覧ください。農地中間管理事業(移転)の促進計画案は、賃貸借権の移転が2件で、面積は16,760㎡であります。移転事由は、移転する者は経営縮小のため、移転を受ける者は経営拡張のためであります。賃料については総会資料記載のとおりであります。 続きまして、議案書37ページから38ページをご覧ください。農地売買等事業は6件で、面積は42,817㎡であります。申請事由は、整理番号 第18号、19号、20号、21号は経営縮小のため農地売買等支援事業による公社買入れ、第22号、23号は農地売買等支援事業による認定農業者等への公社売渡してあります。売買価格は総会資料記載のとおりであります。 県の公告は令和8年2月27日となっております。説明は以上です。

	<p>る粉じんを抑えるために適度な散水をすることとしております。汚水・生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下により処理し、復元工事は期間内に行うこととしており、復元資金についても自己資金となっております。</p> <p>この他、市建設課に採取計画認可申請を行い、認可される見込みであります。また、申請地については、耕作者からの一時転用の同意を得ております。</p> <p>参考として、令和■年■月■日付け 指令湯農委-■■■■ で、すでに許可している陸砂利採取のための一時転用については、事業開始3ヶ月後の状況報告書が提出されており、令和■年■月■日付け 指令湯農委-■■■■ で、すでに許可している陸砂利採取のための一時転用についても、特に問題なく事業が進んでいることを申請人（借借人）より確認しております。</p> <p>許可判断として、砂利採取のための一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成には影響もなく、当該農地を供することが必要であると認められることから、不許可の例外である農地法施行令第11条第1項第1号に該当するものと考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ここで、現地確認結果について、1番 福嶋 富子 委員から報告願います。</p>
議 長	<p>(1番 福嶋 富子 委員、挙手)</p> <p>1番 福嶋 富子 委員。</p>
1 番	<p>議案第35号の現地確認について報告いたします。</p> <p>12月25日、17番 宮原 正明 委員と私の2名、事務局1名とで現地確認をまいりました。</p> <p>先ほど、事務局より説明があったとおり、申請された案件については、事前着工もなく、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、転用にあたっては特に問題がないものと見てまいりました。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>説明及び報告が終わりました。議案第35号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p>
議 長	<p>(4番 川崎 秀悦 委員、挙手)</p> <p>4番 川崎委員。</p>
4 番	<p>耕作者への補償はどの程度あるのか。</p>
議 長	<p>暫時休憩します。(午後2時40分)</p>

議長	休憩前に引き続き会議を再開します。(午後2時45分) 事務局より説明をお願いします。
議長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	今回の一時転用申請では、耕作者からの同意書は提出いただいておりますが、補償の有無を含め補償額等がどの程度なのかまでわかる資料等の添付は求めていますので、大変申し訳ございませんが、その件についてはわかりかねます。
議長	他にご質問はありませんか。 (質問なしの声あり)
議長	質問なしの声がありますので、議案第35号について採決を行います。許可相当とすることと、秋田県農業会議に諮問すること及び許可の可否判断を会長に一任することに賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議長	全員挙手。異議ないものと認め、議案第35号の農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当の意見を付して秋田県農業会議に諮問し、答申を受け許可の可否の判断をすることにいたします。許可の可否については、次回の総会で報告いたします。 次に、議案第36号「湯沢農業振興地域整備計画変更(案)に対する意見について」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。
議長	(高山班長、挙手) 高山班長
高山班長	議案第36号「湯沢農業振興地域整備計画変更(案)に対する意見について」湯沢農業振興地域整備計画の変更(案)についての協議があり、市長に回答する必要があるので意見を求める。令和8年1月13日提出。 議案書42ページをご覧ください。湯沢農業振興地域整備計画の土地利用計画変更申出一覧のNo.1の案件について説明いたします。参考資料は3ページから9ページをご覧ください。 No.1の案件については、申出内容が農業振興地域農用地区域への編入であります。編入目的は、中山間地域直接支払制度の対象農地とするため、所在は、湯沢市■■■■番、■■番、面積は■■■■㎡であります。

次に、No.2の案件について説明いたします。参考資料は10ページから19ページをご覧ください。

農業振興地域農用地区域からの除外目的は資材置場、所在は、湯沢市■■■■番、面積は■■■■m²であります。

次に各要件について説明いたします。参考資料10ページをご覧ください。

第1号、『除外地が必要であり規模が適当であると判断した理由』については、事業計画者は、建設・土木業を営み、■■■■地内に事務所、重機車庫、資材倉庫を構えているが、事業規模の拡大により碎石等の資材置場が手狭になったことから、当初、近くの白地・農用地区域外の農地の確保を目指していたが、連絡道路が狭く隣接する農地に悪影響が出る恐れがある土地や、住居に隣接し、住民に悪影響を及ぼす可能性がある土地しか見つけられなかった経緯があり、やむを得ず当該地を選定したものであります。当該申出地の規模は、用途や通路および雪寄せ場を考えた必要最小限の面積であり、今後の作業の利便性向上と安全確保のためには必要であると認められることから、適当であると判断しております。

また、『農用地区域外の土地をもって代えることが困難であると判断した理由』については、近隣の白地を探したが、連絡道路が狭小な土地や、住居に隣接する土地しか見つからず、農地や住民に悪影響を及ぼす恐れが高いことから断念した経緯があり、当該地以外には適地を見つけることができなかつたため、やむを得ないものと判断しております。

なお、資材置場の予定地に隣接した田の所有者は事業計画者の法人の取締役であり、農道を挟んで隣接している田を所有する農家にも同意を得ていることから、地域住民へ迷惑を掛ける恐れも極めて低いと思われます。

農地転用に係る変更の場合、転用許可の根拠については、農用地区域内の農地ではなくなった場合、当該農地は、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当し、当該農地に代えて当該事業の目的を達成出来る他の土地は無いことから、やむを得ないものと判断できると考えます。

第2号、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由については、地域計画区域外であり、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれはないものと判断しております。

第3号、農用地の集団化等に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由については、事業計画者の事務所敷地の隣接地に拡張されるものであり、特別農地を分断するわけでもなく、農用地の集団化等に支障を及ぼすおそれはないものと判断しております。

第4号、担い手等の農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由については、当該農地は近年耕作しておらず、所有者は認定農家でもないため、担い手等の農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれはないものと判断しております。


	<p>参考資料11ページをご覧ください。</p> <p>第5号、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由については、未整理農地で特に管轄の土地改良区や水利組合は存在していません。なお、水路機能等に支障を及ぼすおそれはないと判断しております。</p> <p>第6号、土地改良事業等の工事完了後8年を経過しているかどうかについては、未整理農地であり、土地改良事業は実施していません。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員挙手。異議ないものと認め、議案第36号「湯沢農業振興地域整備計画変更(案)に対する意見について」は、異議ない旨の意見を付して市長に送付することといたします。</p> <p>次に、議案第37号「相続税の納税猶予の継続届出書に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
議長	<p>(高山班長、挙手)</p> <p>高山班長</p>
高山班長	<p>議案第37号「相続税の納税猶予の継続届出書に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて」、相続税の納税猶予の継続届出書に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願を受理したので、証明の可否について決定を要す。令和8年1月13日提出。説明は以上です。</p>
議長	<p>ここで、議案書44ページ、議案第37号の案件 No.1 は、2番 佐々木 昇 委員に関する案件となっております。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いいたします。関連議案終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>それでは、議案第37号の No.1 を審議しますので、2番 佐々木 昇 委員 の退席をお願いいたします。</p>

	(2番 佐々木 昇 委員、退席) (午後2時54分)
議長	事務局より説明をお願いします。
議長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	議案書44ページをご覧ください。今回、願い出のありました引き続き農業経営を行っている旨の農業委員会の証明書については、相続税の納税猶予の適用を受けている方が、3年ごとに、継続して相続税の納税猶予の特例の適用を受けるための税務署への届出に必要な証明書となります。No.1の相続人については、相続した農地について、相続開始以降、引き続き農業経営を行っていることを確認しております。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ございませんか。
議長	(4番 川崎 秀悦 委員、挙手) 4番 川崎委員。
4番	被相続人の方が亡くなって相続すべき時期を逸しているわけですが、引き続き相続税の納税猶予ができるという税法上の届出のようですが、よく分かりませんので教えてください。
議長	暫時休憩します。(午後2時56分)
議長	休憩前に引き続き会議を再開します。(午後3時02分) 事務局より説明をお願いします。
議長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	No.1の相続人の方は、平成■年に相続し相続税が発生しておりますが、農地については一定の条件を満たした場合、発生した相続税の納税猶予制度があり、現在、この特例の適用を受けている状態です。この納税猶予の特例の適用を受け続けていくためには、3年ごとに税務署への継続届出書の提出が必要であり、継続届出書には、引き続き農業経営を行っている旨の農業委員会の証明書の添付が必須となっております。
議長	他にご質問はありませんか。

議 長	<p>(質問なしの声あり)</p> <p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。議案第37号「相続税の納税猶予の継続届出書に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて」は、申請のとおり証明することに決定いたします。</p> <p>退席者の着席をお願いいたします。</p> <p>(2番 佐々木 昇 委員、着席) (午後3時03分)</p>
議 長	<p>これもちまして、本日の議案は全て終了いたしました。</p> <p>(午後3時03分終了)</p>

湯沢市農業委員会会議規則第13条第2項により、会議内容について相違ないことを認め署名押印する。

令和8年1月13日

議長 高橋伸太郎 

署名委員 10番 瀬川尊 

署名委員 11番 麻生良子 